

豊田市市民ポータル構築業務委託 プロポーザル実施要領

1 契約の目的

豊田市は、市民の利便性向上を図るため、「豊田市デジタル強靱化戦略（別添資料1）」を策定し、デジタル技術の活用によって、組織の経営・あらゆるサービスなどを改革し、今までにない「つながり」、そこから「つくられる」新たなサービス、そしてそれらを楽しみながら暮らしを楽しめる新たな豊田市を目指している。その実現のためには、デジタルツールを活用して、これまで以上に市民と行政が密接に接点を持ちうる環境の構築が求められている。

こうした状況を踏まえ、その市民に則した情報を発信できる「豊田市市民ポータル」の構築を行うことで、より市民に行政を身近に感じてもらい、本市のDXを加速化し、市民サービスの向上を着実に実現していくことを目的として、本業務を実施する。

2 契約の概要

（1）委託業務名

豊田市市民ポータル構築業務委託

（2）委託業務の内容

別添、「豊田市市民ポータル構築業務委託仕様書」のとおりとする。なお、本業務の仕様書の内容については、企画提案書を踏まえ変更する場合がある。

（3）委託期間

委託期間の開始日から令和7年3月31日まで

3 提案限度額

40,000,000円（消費税込み）

4 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- （1）公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- （4）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- （5）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- （6）このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）
- （7）公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。

ア 令和元年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）

発注の業務で元請として1件当たりの税込金額1,000万円以上の下記業務の履行実績を有する者であること。

・市民ポータル（インターネットにより、市役所と市民をつなぎ、スマートフォンなどから情報発信及び行政サービスを提供するウェブサイト）に類するポータルサイト構築に関する業務

イ ISO9001（品質マネジメントシステム）及び、Pマーク（プライバシーマーク）もしくは

ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）と同等の認証を受けていること。

5 選考日程

（１）全体スケジュール

10月21日(月)	業者選定審査会による方式の決定
10月22日(火)	事業実施の公告、公表、公募の開始
10月22日(火)	業務説明資料等の交付開始
10月30日(水)	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
10月31日(木)	参加資格確認通知書の送付
11月6日(水)	質問の回答期限
11月11日(月)	提案書等の提出期限
11月13日(水)	ヒアリング実施及び選考委員会開催（最優秀提案者の選定）
11月14日(木)	選考結果の通知・最優秀提案者との協議開始
12月9日(月) (予定)	業者選定審査会による業者の決定
12月10日(火) (予定)	選考結果の公表
12月18日(水) (予定)	見積徴取
12月26日(木) (予定)	契約締結

（２）ヒアリング

- ア 日時 11月13日（水） 午前9時から午後3時までのうち指定する25分間
- イ 場所 豊田市役所 南庁舎3階 31会議室
- ウ 備考
- ・提出された企画書等に基づき1社25分（説明10分以内、質疑応答15分）とする。
 - ・出席者は3名以内とする。
 - ・説明は提出資料のみとし、模型やパネル、追加資料等の持込みは認めない。
 - ・説明及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - ・状況によっては、ヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

6 選考委員（予定）

委員長	総務部	CDO	佐々木 大祐
委員		CDO 補佐官	遅野井 宏
	こども・若者部	副部長	成瀬 文浩
	こども家庭課	課長	宮川 貴行
	市政発信課	課長	松原 真
	情報システム課	課長	柴田 拓馬
	情報戦略課	課長	久米 裕之

7 提案書等の提出書類

A4サイズ12枚以内（見積書及び積算内訳書を除く）に下記内容を記載（提出部数は正本1部、副本9部）する。ただし、副本には、会社名や会社ロゴ等の参加者名に繋がる表示は削除すること。

（１）業務経歴

市民ポータルに類するポータルサイト構築に関する業務の実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、事業規模、業務の概要等）（A4用紙1枚、両面可、10.5pt以上）

（２）業務従事者の業務担当体制

業務従事者（統括責任者・主任担当者）の本業務における役割、資格、経歴（市民ポータルに類するポータルサイト構築に関する業務の実績・請負金額及び役割）、担当工程及び業務、現在の手持ち業務

(A4 用紙 1 枚、両面可、10.5pt 以上)

(3) 業務実施方針

実施方針、重点項目、具体的方法の概要を記載すること (A4 用紙 1 枚、両面可、10.5pt 以上)

(4) 本業務に関する提案

企画提案書作成要領を基に、以下の項目ごとに具体的な調査・検討方法を提案すること。

【提案を求める項目】(別添「企画提案書作成要領」参照)

ア 市民へのユーザ ID の払い出し・プロフィール情報の登録等に関する機能の提案 (A4 用紙 1 枚、両面可、10.5pt 以上)

イ トップ画面構成等に関する機能の提案 (A4 用紙 1 枚、両面可、10.5pt 以上)

ウ 掲示板に関する機能の提案 (A4 用紙 1 枚、両面可、10.5pt 以上)

エ タグ付け・検索画面等に関する機能の提案 (A4 用紙 1 枚、両面可、10.5pt 以上)

オ 情報配信に関する機能の提案 (A4 用紙 1 枚、両面可、10.5pt 以上)

カ 職員向け教育研修に関する提案 (A4 用紙 1 枚、両面可、10.5pt 以上)

キ 今後の拡張性に関する提案 (A4 用紙 2 枚、両面可、10.5pt 以上)

(5) 工程計画 (A4 用紙 1 枚、片面、10.5pt 以上)

(6) 見積書及び積算内訳書 (1 部)

8 評価基準

(1) 下記項目について選考委員が採点を行い、各選考委員の採点の合計で最高得点の者を契約の相手方として特定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等 (70 点)【事務局評価】

(ア) 企業の業務実績 (40 点)

(イ) 統括責任者、主任担当者の経験及び能力 (30 点)

イ 業務実施計画等 (80 点)【選考委員評価】

(ア) 業務実施方針 (20 点)

(イ) 本業務についての提案・意見 (60 点)

ウ 価格 (70 点)【事務局評価】

価格点 (70 点) × (最低見積金額 ÷ 見積提示金額) (小数点以下は四捨五入)

※評価点 (700 点) = ア (業務経歴等 (70 点)) + イ (業務実施計画等 (80 点) × 7 人) + ウ (価格 (70 点))

※詳細は別紙「企画提案書審査表 評価基準」のとおり

(2) 最高得点の者が同点の場合は、見積金額の安価な者を契約の相手方として特定する。

(3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は契約の相手方として特定しない。

9 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

(2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない (本市から指示があった場合を除く。)。

(4) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例 (平成 10 年条例第 34 号) の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

(5) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(6) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。

- ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 見積金額が提案限度額を超えたとき
 - ウ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
 - エ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
 - オ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (7) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (8) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (9) 本契約の履行結果が優良な場合、本契約に直接関連する令和 7 年度及び令和 8 年度に実施予定の豊田市市民ポータル改修業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。